

指定（介護予防）短期入所生活介護
短期入所 びわやまの里 運営規程

第1章 総 則

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人翔風会が設置運営する特別養護老人ホームびわやまの里（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護予防）短期入所生活介護事業は、介護保険法その他の関係法令を遵守すると共に、地域の多様な福祉ニーズを的確に把握し、かつ地域に密着した事業運営を図ることにより、要支援、要介護状態にある地域の高齢者に対して、適正な介護サービスを適切に提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 2 条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 指定短期入所生活介護〔指定予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第 3 条 事業所の名称、所在地及び定員は次のとおりとする。
- （1）名 称：短期入所生活介護事業所 びわやまの里
 - （2）所在地：鹿児島市喜入町 6987 番地
 - （3）定 員：11 名（併設型 2 名、空床型 9 名）

第2章 従業員の職種、定数及び職務

（従業員の区分及び定数）

- 第 4 条 事業所に次の従業員を置く。
- （1）管理者 1 名（特別養護老人ホームびわやまの里施設長兼務）
 - （2）医 師（非常勤） 1 名以上 ※嘱託医

- (3) 生活相談員 1名以上
- (4) 介護職員 3名以上
- (5) 看護職員 1名以上
- (6) 栄養士 1名以上
- (7) 機能訓練指導員 1名以上
- (8) 事務員 1名以上

(職務)

第 5条 従業員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 管理者

事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師

利用者の健康状態をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(3) 生活相談員

利用者及び家族等からの相談に応じ、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施、関係機関との連絡調整等の業務に従事する。

(4) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(5) 看護職員

利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護の業務に従事する。

(6) 栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(7) 機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(8) 事務員

事業所の庶務及び会計事務に従事する。

2 従業員等の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第3章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 6条 事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(指定（介護予防）短期入所生活介護の開始及び終了)

第 7条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある高齢者を対象に、指定（介護予防）短期入所生活介護を提供するものとする。

- 2 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（指定（介護予防）短期入所生活介護の取扱方針）

第 8 条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

- 2 指定（介護予防）短期入所生活介護が、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条に規定する（介護予防）短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 事業所の従業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 6 事業所は、自らその提供する指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

【（介護予防）短期入所生活介護計画の作成】

第 9 条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の（介護予防）短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）短期入所生活介護計画を作成するものとする。介護支援専門員に短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 （介護予防）短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 管理者は、（介護予防）短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対しては説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 4 管理者は、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

【（介護予防）短期入所生活介護の内容】

第 10 条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行うものとする。

- 2 事業所は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行うものとする。

- 3 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替えるものとする。
- 5 事業所は、前各項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- 6 事業所は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 事業所は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護をうけさせないこととする。

（食 事）

- 第11条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。
- 2 事業所は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援するものとする。

（機能訓練）

- 第12条 事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

（健康管理）

- 第13条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

（相談及び援助）

- 第14条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（その他のサービスの提供）

- 第15条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

（利用料等の受領）

- 第16条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定（介護予防）短期入所生活介護サービスについて、介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の合計額（以下「事業所サービス費用基準額」という。）から当該事業所に支払われる事業所介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、事業所サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 事業所は、前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

朝395円 昼525円 夕525円

(2) 滞在に要する費用 1,231円

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

(4) 理美容代金 実費

(5) 指定(介護予防)短期入所生活介護サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第17条 通常の送迎の実施地域は、鹿児島市内、指宿市内、南九州市内とする。

(衛生管理等)

第18条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第4章 事業所の利用に当たっての留意事項

(面会)

第19条 利用者に面会を求める者は、その旨を施設長に届け出て、指定された場所において面会するものとする。

(衛生保持)

第20条 利用者は、事業所内外の清潔、整頓その他環境衛生の保持、増進のために協力しなければならない。

(事業所内禁止行為)

第21条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定された場所以外での喫煙及び火気の使用
- (2) サービス担当従業者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- (3) その他決められた以外の物の持ち込み

(利用者の損害賠償)

第22条 利用者が、事業所、設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当額の代価を支払うものとする。

- 2 損害弁償の額は、当該利用者の収入その他の事情を考慮して減免することができる。

第5章 緊急時における対応方法等

(緊急時における対応方法)

第23条 従業者は、(介護予防)短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第24条 利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族、県、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第25条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は、非常災害発生に備えて、消防計画、風水害、地震、津波、火山災害等に対処する計画を個別作成し、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

- 2 管理者は、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、責任者のもと、地域の協力機関等と連携を図り、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また訓練実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第6章 その他運営に関する重要事項

(秘密保持等)

第26条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその

家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

- 3 事業所は、他の事業者等に対して、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

（苦情処理）

第27条 事業所は、その提供した指定（介護予防）短期入所生活介護サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、その提供した指定（介護予防）短期入所生活介護サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示、又は市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、その提供した指定（介護予防）短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

第28条 事業所は、個人情報の厳格な管理/保護を実施していくことを社会的責務と考え、従業者及び関係スタッフに周知徹底を図り、個人情報保護に努める。

- 2 事業所は、サービスの内容と規模を考慮して、個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用、提供及び開示に関する内部規則を定め、これを遵守する。
- 3 事業所は、個人情報保護の重要性について、従業者に対する教育啓発活動を実施する他、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどに関する万全の予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性・正確性の確保を図り、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施する。
- 4 当施設は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、その他個人情報に関する法令やその他の規範を遵守する。
- 5 事業所は、上記の活動を実施するにあたり、個人情報保護に関する事業所内の仕組みを適切に維持するための規程を策定・運用し、運用状況について定期的に監査し、これを継続的に見直し、改善するよう努める。
- 6 事業所の個人情報に関して、苦情及びその他の問い合わせ窓口として、生活相談員を定めることとする。

（虐待防止に関する事項）

第29条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - （2）虐待防止のための指針の整備
 - （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に

通報するものとする。

（身体の拘束）

第30条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（地域との連携）

第31条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第32条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（認知症介護に係る基礎的な研修）

第33条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（ハラスメントの防止）

第34条 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（勤務体制の確保等）

第35条 事業所は、利用者に対し、適切な指定（介護予防）短期入所生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておく。

2 事業所は、当該事業所の従業者によって指定（介護予防）短期入所生活介護を提供する。ただし、利用者に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 事業所は、従業者に対しその資質向上のための研修の機会を確保する。

（記録の整備）

第36条 事業所は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

第7章 雑 則

（改廃の手続き）

第37条 この規程を改廃する場合は、社会福祉法人翔風会理事長の承認を経るものとする。

附 則

この規程は平成24年9月1日より施行する。

この改正規程は、平成25年4月1日より施行する。

この改正規程は、平成28年8月1日より施行する。

この改正規程は、平成29年1月1日より施行する。

この改正規程は、平成30年9月1日より施行する。

この改正規程は、令和2年4月1日より施行する。

この改正規程は、令和3年8月1日より施行する。

この改正規程は、令和3年10月1日より施行する。

この改正規程は、令和6年4月1日より施行する。

この改正規程は、令和6年8月1日より施行する。